

【勤務地:東京都新宿区】

特定任期付職員の採用について（2）

内閣官房では、特定任期付職員を次のとおり募集いたします。

<u>職種</u>	特定任期付職員
<u>採用期間</u>	令和7年10月1日から令和9年9月30日までの2年間 (職務の状況によっては任期更新もあり得る)
<u>採用人数</u>	1名
<u>資格</u>	人工衛星が取得した各種データの受信、分析、処理を行う電子処理設備等の運用、人工衛星システムの開発、製造に関する高度な専門的知識と業務経験（10年程度もしくはそれと同等と認められる期間）を有し、プロジェクト管理を行う能力を有する者。特に、レーダ衛星のミッション部分について、高度な専門的知識を有し、レーダ衛星の開発において、十分なプロジェクト管理を行う能力を有する者。また、関係機関との会議の主催又は内閣衛星情報センター内関係部署との調整業務も多いことから、十分なコミュニケーション能力を有する者が望ましい。 ※次のいずれかに該当する者は受験できません。 (1) 日本国籍を有しない者 (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者 <ul style="list-style-type: none">○ 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者○ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受けその处分の日から2年を経過しない者○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者 (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外） 人工衛星システムの開発に係わる業務（レーダ衛星の開発に係るプロジェクト管理業務が中心となる）。 東京都新宿区に配属予定 採用後は、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号。以下「任期付職員法」という。）に基づき、常勤の国家公務員として採用します。
<u>職務内容</u>	
<u>就業場所</u>	
<u>待遇等</u>	

給与については、任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき、これまでの経歴等を考慮して決定します。

応募要領

次の書類を郵送またはメールにてご送付下さい。

なお、応募書類は返却いたしません。また応募書類に記載された個人情報は、本採用に関する手続き以外の目的には使用いたしません。

- 1 履歴書（市販の用紙で可）※要顔写真貼付（カラー）
 - 2 志望動機をまとめたもの（A4横書）
 - 3 これまでに従事した業務の内容を具体的にまとめたもの（A4横書）
- ※ 上記3について専門知識・経験に関する資料（論文、学会誌等への寄稿文など）があれば併せてご提出ください。

＜郵送時の宛先＞

〒162-0845

東京都新宿区市谷本村町9-13

内閣官房 内閣情報調査室 内閣衛星情報センター
管理部総務課 特定任期付職員（2）採用担当

＜電子メールによる送付の場合＞

電子ファイルで送付する場合は、リンク先のメールフォームに必要事項を入力後、送信していただければ、採用担当より電子メールにて送信先を連絡させていただきます。

送信先の電子メールの件名に「特定任期付職員（2）・応募書類提出」と記載の上、応募書類データをPDFファイルにてご送付下さい。

＜お問い合わせ先＞

任期付採用担当

電話：03-3267-9564

募集期限

令和7年7月18日（金）必着

試験

※ ただし、募集期限前に受付を終了する場合があります。

書類選考後、合格者に対し面接試験を行い、合否を決定します。

書類選考合格者には、面接試験の日時等を連絡いたします。